

IIS 通信

メルマガ

“ホントにあった 保険の話”

まぐまぐ!

メルマガ ID 0000240672



【著者】 小島 秀明

昭和 44 年生。早稲田大学卒業後、現東京海上日動火災入社。顧客視線の保険活用を実践するために平成 11 年に当社設立から参画。損害保険のスペシャリスト。

【平成 21 年 10 月 7 日】



「知らない」と損をする!?
火災保険の臨時費用保険金
保険情報サービス 小島 秀明

みなさんは火災保険に「臨時費用保険金(以下、「臨時費用」というものがあることを)ご存じでしょうか。

「臨時費用」とはその名の通り、火事などが起きた時にかかる臨時の出費(費用)のことを言います。家が焼けてしまったために泊るホテル

の宿泊費や、安否を知らせるために余計にかかる電話代など、非常に多岐に亘る費用が発生します。しかし実際にはどこまでが、事故と関係があるのか分りにくいいため、火災保険では一定の金額を支払う形になっています。

一般的には、火事等の損害額として保険会社に認定された金額の 30% を臨時費用として、損害額に対する支払いとは別枠で払われるケースが大半です。

例えばボヤで建物の一部が焼け、その損害額が百万円の場合、臨時費用は三十万円となります。三十万円得したような感じですが、事故があれば色々な出費もありますし、心労も重なることでしよう。そうしたことをある程度、金銭換算したものが臨時費用というようになります。

ここで臨時費用について、あまり知られていない話をひとつ。

自動車事故に巻き込まれて、Aさんの建物に車が突入。門、塀、建物窓ガラスなどが壊されました。当然相手の自動車保険で賠償してもらい、元通りになりました。

通常であればこれで一件落着ですが、Aさんは火災保険に加入しており、「外部からの物体の飛来、衝突」による被害は、「臨時費用」とともに補償されることがわかりました。

ここでAさんは自分の火災保険に対して、「臨時費用」だけを請求することが出来ます。

これは保険に共通して言えることですが、Aさんは自分から保険会社にこのことを言わなければ、「臨時費用」は払われません。しかも火災保険の場合は、保険を使ったからといって、翌年、保険料(掛け金)が高くなることも無いのです。

まさに「知らない」と損をしてしまう話です。



メルマガ “ホントにあった保険の話”

あなたの会社の保険は本当に必要な保障を満たしていますか? ムダな保険に入っていないですか? 「ホントにあった保険の話」では、生命保険や損害保険、社会保険の上手なかけ方について、事例を交えてご紹介します。企業経営者・経営幹部の方は必見です!

IIS 通信

登録方法 2通り!

① info@hoken-joho.co.jp
まで「メルマガ希望」と記入して
メールをください。

② 「まぐまぐ」より ID0000240672
で登録をお願いします。